

「和歌山県道路啓開協議会」規約

（名称）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき、「和歌山県道路啓開協議会」（以下、「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第2条 協議会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画（道路法第22条の3の規定に基づき定める計画）及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1)道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関すること
- (2)道路啓開における関係行政機関 関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報共有に関すること
- (3)道路啓開計画及び行動指針の関係地域（地元）への周知等情報提供に関すること
- (4)その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、別紙に掲げる者（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局長を、副会長は和歌山県知事をもって充てる。
- 3 会長は、本会議を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の本会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者の本会議への出席を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第6条 協議会に、幹事会及びワーキンググループを設置することができるものとし、いずれも構成員の指名と協議会の承認を受けた者で構成するものとする。

2 幹事会は、ワーキンググループの調整及びとりまとめを行い、協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とするものとする。

3 ワーキンググループは、実務的な検討を行うことを目的とする。

4 幹事会に幹事長、ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、それぞれ互選により選出するものとする。

5 幹事会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、幹事長及びワーキンググループ長がそれぞれ幹事会及びワーキンググループに諮って定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に置くものとする。

3 会長は、必要に応じて事務局に事務局会議を開催させることができるものとする。

(規約の改正その他)

第8条 本規約の改正等は、会長が協議会に諮って行うものとする。

2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年7月11日から施行する。

「南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開協議会」規約は、平成28年7月11日をもって廃止する。

本規約は、令和8年7月24日一部改正する。

和歌山県道路啓開協議会 名簿

機 関 名	役 職 名	備考
近畿地方整備局	局長	会長
和歌山県	知事	副会長
西日本高速道路(株)関西支社	関西支社長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部	本部長	
和歌山市	市長	
海南市	市長	
橋本市	市長	
有田市	市長	
御坊市	市長	
田辺市	市長	
新宮市	市長	
紀の川市	市長	
岩出市	市長	
紀美野町	町長	
かつらぎ町	町長	
九度山町	町長	
高野町	町長	
湯浅町	町長	
広川町	町長	
有田川町	町長	
美浜町	町長	
日高町	町長	
由良町	町長	
印南町	町長	
みなべ町	町長	
日高川町	町長	
白浜町	町長	
上富田町	町長	
すさみ町	町長	
那智勝浦町	町長	
太地町	町長	
古座川町	町長	
北山村	村長	
串本町	町長	
(一社)和歌山県建設業協会	会長	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	支部長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	本部長	
NTT西日本(株)和歌山支店	支店長	